

(別添1) 標準入札公告例

入 札 公 告

〇〇工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

〇年〇月〇日

和歌山県知事

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 〇年度〇〇〇第〇〇〇号
- (2) 工事名 〇〇〇建設工事
- (3) 工事場所 〇〇〇地内
- (4) 工事概要 〇〇〇
- (5) 工期 〇〇日間（〇年〇月〇日まで）
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 事後公表
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。（対象となる場合に記載）
- (9) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年11月4日制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。（対象となる場合に記載）
- (10) 本工事は和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (11) 本工事は低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

〇年和歌山県告示第〇号に規定する〇〇工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

- (1) 入札契約事務担当課  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
和歌山県〇〇部〇〇課  
電話073-441-〇〇〇〇
- (2) 入札説明書等の交付及び閲覧場所、期間並びに方法等  
ア 場所  
(1)に同じ。  
イ 期間  
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前〇時から午後〇時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 方法

入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を上記の期間、上記の場所において交付する。また、設計図書を上記の期間、上記の場所において CD-R メディアにより閲覧させる（CD-R から閲覧機器へのデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

- エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 19 年 11 月 13 日施行）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 20 年 12 月 26 日施行）に基づき〇〇工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）より、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案、設計図書をダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：土曜日の午前 0 時～7 時及び土曜日以外の午前 3 時～5 時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

- (3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出場所、期間及び提出方法

ア 場所

(1)に同じ。

イ 期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前〇時から午後〇時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）

ウ 方法

持参すること。

- (4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において電子入札利用可能者である者は、原則として電子入札システムにより、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(1)に同じ。

(イ) 期間

〇年〇月〇日（ ）〇〇時〇〇分から〇年月〇日（ ）〇〇時〇〇分まで

郵便による入札の場合は簡易書留により〇年〇月〇日（ ）〇〇時〇〇分までに到着すること。

(5) その他提出書類

入札書と併せて材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費（以下「労務費等」という。）を記載した工事費内訳書、技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、調査にかかる書類を提出すること。詳細は入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日時及び開札予定時刻

ア 場所 (2)のイに同じ。

イ 開札日 〇〇年 月 日 ( )

ウ 開札予定時刻 時 分

(7) 開札は当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日 〇〇年 月 日 ( )

イ 公表予定時刻 時 分

(9) 落札予定について

落札予定日 〇〇年 月 日 ( )

(10) 入札結果の公表

落札決定後速やかに。

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、

(1)の場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

あ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

い 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

- い 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- (ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。
  - あ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
  - い 保険会社等の工事履行保証証券による保証

(3) 失格

- ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となること  
ができない。
- (ア) 入札参加資格がない者
  - (イ) 所定の時刻までに入札しなかった者
  - (ウ) 記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った  
入札を除く。）
  - (エ) 金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入  
札を除く。）
  - (オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
  - (カ) 次に該当する場合の入札参加者
    - あ 入札保証金等が未納付又は金額が不足している場合
    - い 4(2)ア(イ)い又は4(2)ア(ウ)に係る書類に不備があると認められる場  
合
  - (キ) 同一の入札について2以上の入札をした者
  - (ク) 工事費内訳書及び技術提案を提出しなかった者
  - (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
  - (コ) 入札書提出の日から落札決定までにおいて、2に規定する要件を満たさ  
ない者
  - (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様  
式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行が  
なされないおそれがあると認められた者
  - (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
  - (ス) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
  - (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切で  
ないと判断された者
  - (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
  - (タ) 入札書提出時において労務費等の記載がない工事費内訳書を提出した者  
であって、入札書の提出後、提出を指示された日から起算して、原則とし  
て2日以内（休日を含まない。）に労務費等を記載した工事費内訳書を追加  
提出しなかった者
  - (チ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札を  
した者
- イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことがで  
きるものとする。

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格の制限の範囲内  
の価格で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高  
い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内  
容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の  
制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を  
落札者とする。



き又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(15) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the ○○○○○
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30 P.M. 1 September 2010
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 4:00 P.M. 30 September 2010  
(tenders submitted by mail 4:00 P.M. 28 September 2010)
- (4) Contact point for tender documentation : ○○○ Division, ○○○ Department, Wakayama Prefecture, Komatsubara-dori 1-1, Wakayama-city, Wakayama 640-8585  
TEL 073-441-○○○○